

新潟県保険者協議会企画推進部会設置運営要綱

(目的)

第1条 新潟県保険者協議会設置運営規程第7条の規程に基づき、次の新潟県保険者協議会企画推進部会（以下「部会」という）を設置し、新潟県保険者協議会（以下「協議会」という）の推進する事業の実施について、実務レベルでの検討を行うことにより、協議会の円滑な運営に寄与することを目的とする。

(任務)

第2条 部会は、新潟県保険者協議会設置運営規程第2条の規程に基づき次の事項について企画・立案等を行うものとする。

- (1) 特定健康診査等の実施、高齢者医療制度の運営等に関する保険者その他の関係者間の連絡調整
- (2) 保険者に対する必要な助言又は援助
- (3) 医療に要する費用等に関する情報についての調査及び分析
- (4) 保健事業等の共同実施
- (5) その他目的達成に必要な事項

(構成)

第3条 部会は次の区分による部員をもって構成する。

- (1) 健康保険組合関係者
- (2) 全国健康保険協会関係者
- (3) 国民健康保険関係者
- (4) 共済組合関係者
- (5) 後期高齢者医療広域連合

2 部会は、必要に応じて県担当課、医師会、歯科医師会、薬剤師会、看護協会及び栄養士会の関係者並びに学識経験者等の助言及び参画を求めることができる。

(任期)

第4条 部員の任期は2年とする。但し、再任を妨げない。

2 部員に欠員が生じた場合における補欠部員の任期は、前任者の残任期間とする。

(ワーキングチームの設置)

第5条 部会には、研修会等必要に応じて具体的に検討・実施するため、ワーキングチームを設置することができる。

(運営)

第6条 部会には、部長1名、副部長2名を置くこととし、部員の中から互選する。

2 部長は、部会の会務を総理し、部会の議長となる。

3 部長に事故があるときは、副部長がその職を代理する。

4 ワーキングチームにはリーダー1名を置き、部会部員がその任にあたる。

5 リーダーはワーキングチームの会務を掌理し、ワーキングチームの議長となる。

(会議)

第7条 部会は、必要に応じて会長が招集する。

2 ワーキングチームの会議は、必要に応じて部長が招集する。

3 ワーキングチームは、会議における協議内容の結果を取りまとめ、部会へ報告する。

(事務局)

第8条 部会、ワーキングチームの事務局は、協議会事務局が行う。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は協議会会長が別に定める。

附則

(施行期日)

この要綱は、平成16年4月1日から施行する。

附則

(施行期日)

この要綱は、平成19年7月4日から施行する。

附則

(施行期日)

この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

附則

(施行期日)

この要綱は、平成20年10月1日から施行する。

附則

(施行期日)

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

附則

(施行期日)

この要綱は、平成27年11月1日から施行する。